

# 大泉町雨水貯留浸透施設整備費補助事業の実施について

大泉町雨水貯留浸透施設整備費補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

## 1 交付目的

町内の特定都市河川流域内における治水の推進を図るため、民間事業者又は個人（以下「事業者等」といいます。）が実施する雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの。以下「施設」といいます。）の整備に要する経費に対し、補助金を交付することを目的とします。

## 2 内容

補助対象者	事業者等とします。
補助対象事業	事業者等が実施する次の全ての要件を満たす事業とします。 1 町内の特定都市河川流域内において施設を整備する事業 2 特定都市河川浸水被害対策法施行令に規定する排水整備の技術上の基準に基づく対策量が 500 m <sup>3</sup> 以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造の施設を整備する事業 3 社会資本整備総合交付金交付要綱における流域貯留浸透事業として国の採択を受けている事業 4 事業者等が事業主体である事業
補助対象経費	補助対象事業に要する費用のうち、特定都市河川浸水被害対策法施行令に規定する排水整備の技術上の基準に基づく対策量が都市計画法その他の法令に基づく雨水流出抑制対策容量を超える施設容量分に係る施設の整備に要する経費に対して補助を行います。
交付金額	補助対象経費の 3 分の 2 とし、1 施設当たり 1,000 万円を上限とします。 ※ 交付金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

## 3 交付手続

認定申請の方法	補助対象事業を行おうとする者は、補助事業等認定申請書（様式第 1 号）に補助対象事業の区分に応じた
---------	---

	<p>次の書類を添えて、申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書</li> <li>(2) 位置図</li> <li>(3) 施設関連図面</li> <li>(4) その他町長が必要と認める書類</li> </ol> <p>※ 申請は、1事業者等につき、1年度1回までとします。</p>
補助対象事業の認定時期	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補助事業等認定通知書（様式第2号）により通知します。
認定の取下げ	認定を受けた補助金を中止し、又は廃止をしようとするときは補助事業等認定取下書（様式第3号）を提出してください。
交付申請の方法、時期等	<p>補助対象事業の補助対象経費が確定次第、補助金等交付申請書（様式第4号）及び補助事業等実績報告書（様式第5号）に補助対象事業の区分に応じた次の書類を添えて、申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計書等工事費内訳が分かる書類</li> <li>(2) 工事平面図及び詳細図</li> <li>(3) 工事箇所の着工前、施工中及び完成後の写真</li> <li>(4) 工事請負契約書の写し又は領収書等の写し</li> <li>(5) その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補助金等交付決定通知書（様式第6号）により通知し、補助金を交付します。
補助金の返還等	<p>事業者等が次のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者等が大泉町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかに該当したとき。</li> <li>2 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。</li> <li>3 補助金の認定内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。</li> </ol> <p>※ 既に補助金を交付しているときは、指定された期限までにその全部又は一部を返還しなければなりません。</p>
その他	補助対象者は、大泉町補助金等に関する規則及びこの要項に記載の事項を遵守しなければなりません。

#### 4 各種様式

申請書等の様式	大泉町補助金等に関する規則に定める次の様式を使用してください。 1 補助事業等認定申請書（様式第1号） 2 補助事業等認定取下書（様式第3号） 3 補助金等交付申請書（様式第4号） 4 補助事業等実績報告書（様式第5号） ※ 参考 1 補助事業等認定通知書（様式第2号） 2 補助金等交付決定通知書（様式第6号）
---------	---

## 5 事業期間

期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
----	------------------------

## 6 担当部署

大泉町都市整備課 電話 0276（63）3111